

治安及び地方制度委員會議錄第三十号

1000

て編入したものである。今度の府案によると区域の変更とありますから、それには統合も編入も何方はいつておるといふ意味と解しますならば、統合した場合に当然甲乙が合併して丙ができておきますならば、それが分離したという場合、乙の元の村が分離を請求する、それだけでもつて選挙を行つてきめるといふことになるのですか。

○鈴木(後)府委員 今の福島縣の小名浜町の例で申しますと、玉川村が小名浜町に編入されたというふうに記憶しておりますが、この場合は旧玉川村の住民の人たちが、その中の選挙人の三分の一以上の者が請求を選挙管理委員会に持ち出して、そうして小名浜町の選挙管理委員会は旧玉川村の区域の選挙人の投票に付する、そうしてその投票において過半数があれば、玉川村が分離するということになるのでありまして、従つて旧小名浜町と旧玉川村とが正面から運動をし合うということにはならないので、旧玉川村の選挙人の人たちが、自分の村が小名浜町につくのがいいか、離れた方がいいかというのを判断して投票する、こういうことになるのであります。

○松澤(兼)委員 その問題に關連いたしまして運動費用の問題であります。なるほど選挙の腐敗的な行為があつた場合には取締規定があると思うのですが、たとえば町役場が合併派である。そうして先ほどの場合において玉川村は分離派である。そういたしますと、どうかすると小名浜町の財産を使つて合併を継続するという運動をやるといふようなことが当然起つてくると思う。もちろんそれに対してはいろいろ取締りの規定もあると思ひます。

し、ただいま上程になつております二百四十三條の二に、公共団体の住民は公共団体の長あるいはその他の吏員に不正の行為があつたと考えられる場合には、監査委員に対して監査を請求することができるといふような規定があるのであります。それはおの／＼それだけの規定によつて監査の請求をすることはできると思ひます。しかしこれを巧妙にやつた場合には取締ることが困難であらうと思ひます。そこでやはり運動費に制限を加えなければならぬと考えるのであります。これは政令に譲るといたしまして、この点十分に明確に記入していただきたいと思ひます。重ねてお尋ねいたします。

もう一つその費用の問題であります。今の場合と逆の場合であります。つまり玉川村が分離したいという場合に、分離期成会というやうなものをつくりまして、団体として運動することになります。それが、それに対してその運動費用を玉川村の住民に強制的に寄附をさせることになりまして、そこにもまたいろいろな弊害が起つてくるのであります。自発的な寄附であれば問題ありませんが、随分長い間の運動が続けられたということになれば、それに対して多額の費用が必要になります。その点についても十分に運動費の制限の必要があると考えます。また最近国会で選挙の腐敗防止あるいは政党資金の問題が問題となつておるのではありませんか、そういう点に關係していろいろた分離運動といふものの運動費が腐敗防止なり政党資金と申しますか、そういうものかどうか、關係にあるとお考えになりますか。

この点ひとつ明確にしたいと思ひます。

○鈴木(後)府委員 最初のお尋ねの、費用の制限を設けた方がよくはないかという趣旨のお尋ねの点でございします。もちろんお説のやうなことは十分に考慮いたさなければならぬ点だと存じますが、政治資金規正法と申しますか、何か国会の方で御立案中の法律の中におきまして、相當廣い政治的団体が投票に關して運動いたします場合に各種の届出を規定いたしてあるやうに聞いておりますが、その点は現在の地方自治法におきましても費用の届出の点は規定を設けておるものであります。そういうことによつて間接的な費用に対する制限と申しますか、規制によりまして、結局においては費用の制限の目的をある程度達し得るのではないかと考えております。なおこの点は政令の立案の際に全國選挙管理委員会とも十分連絡いたしまして、御趣旨の点を特に研究をいたしてみたいと存する次第であります。

それから第二点の、合併期成会というやうな団体、これは政治的団体に入ると思ひますが、そういう団体が強制的な寄附をする、自発的でない寄附を強要するといふやうなことは、おそらく適當な措置ではないと存じますが、結局におきまして今申しましたやうな費用に対する規制による制限、届出による制限等を活用することによりまして、また反面におきまして最小限度の分村の可否を明らかにするやうな公營的施設を行うことによりまして、この投票が公正に行われるやうになることを期待し、またそれなるのではないかと考えている次第であります。

○松澤(兼)委員 この改正にあります「第七條の規定にかかわらず」ということは、もし地元の希望があり、そして投票の結果分離が必要であると決定した場合に、第七條の規定による府縣の議決を必要としないという意味と考へますが、この点一應確かめて見たいと存じます。

それから投票の場合であります。これはもちろん普通の選挙の投票と同じやうに可否を記入するのであらうが、その場合はやはり無記名投票であります。あるいは記名投票であります。または無記名あるいは記名投票のいずれの場合でも部落名その他のものを記入した場合は、他事記載として無効になるものであります。その点お聴かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(後)府委員 附則第二條の「第七條の規定にかかわらず、本條の定めるところにより、従前の市町村の区域の通りに市町村の境界変更をすることができ」といふ規定であります。第七條の規定を「かわらず」というて排除しておりますのは、七條の一般的手続によらないという意味であります。普通の境界変更であるならば、必ず第七條の規定によらなければならぬのであります。これだけは特例として、一般投票によつて決定をするといふことでありますから、七條の規定を排除しておるわけでありまして、従つて手続といたしましては、選挙人から選挙管理委員会に対して申出をしまして、一般投票で過半数の同意があらりましたならば、それを委員会から府縣知事に報告をいたしまして、府縣知事が議会の議決を経て該地区の境界変更を定めて總理大臣に届ける、こ

いう手続になつておるのであります。第二点の無記名か記名かというお尋ねでございますが、これはやはり選挙に關する一般規定が準用になりますから、無記名ということになります。それから何々部落といふやうな肩書を書きましたものは、もちろん他事記入といふやうなことに、該当することになると思ひます。

○松澤(兼)委員 部落名を書くといふやうなことは、田舎の習慣として書きやすいことなんでありまして、これは選挙の指導を適切にすれば、こゝういふことはなくなるかも知れませんが、今までこゝういふことはなかつたこととありますから、今後こゝういふ條例改正や、あるいはまた分離の投票といふやうなものに初めて選挙権を行使することになるのであります。よほど適切にこれをやつていただかないと、ついでこゝういふことを書いてしまふといふことになりまして、十分これは適切にやつていただかないと存じます。

もう一つ先ほどの府縣の議決の問題であります。第七條では最初に府縣の議決ということがあり、改正の第二條ではあとで府縣の議決が必要であるといふことになつておるのであります。もし府縣がそれを議決しなかつた場合には、いつまでもとに還らないといふことになりまして、そういう場合のことも考へて、たとえば府縣会において非常な勢力のあるものが市町村長の依頼を受けてどこまでも反対であるといふことで、府縣会がそれ運動したならば、地元の意向が通らないという結果になるのであります。それではこの附則の第一條、第二條の趣旨が活きないことになるわけ

であります。この点、ほかに何らかの救済方法があれば結構であります。なければ、やはりそういう地方の有力者の運動によつて、せつかく地元が考へておりました場合でも、府縣議会の同意を得られないで、この附則の第一條、第二條の精神が没却されるというやうなことになるはしないかということとを非常におそれるのであります。こういう場合に、何かほかに裁判所に出訴することができるといふことになつておりましたが、もつと簡便にこれを救済する方法というものはないでありませんか、お伺いしたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 大だいまのお尋ねの第一点、部落名等を記入した投票が生ずることになつて、それが無効になるというところは、地方の実情に合わないやうなおそれがあるから、十分投票の実施については考慮せよという御趣旨は、まことにごもつともであります。が、今までの選挙と大分性格の違つては十分違つないやうに、全國選挙管理委員会等とも連絡いたしまして指導をいたしたいと思ひます。

それから第二点、府縣会の議決を一般投票の後において必要とすることによつて、せつかく分離を認めるという趣旨が壊されてしまはせぬかというお尋ねであります。これはやはり隣接町村等を合併いたしました市町村に相なりますと、利害が白と黒と、分離する方と吸収する方とまつたく相反するものでありますから、非常に強烈なる意見の対立を來し、その間に円満なる折衝、交渉を加ふる余地がないというのが実情と思ひます。そこではたして現地住民がそれを希望するかと

うかといふことを一般投票によつて明確にいたしまして、その一般投票の状況を基礎といたしまして、直接の当事者でない、いわば二階からこれを見ておる都道府縣議会が、一段高い立場から、はたしてこの分離が適當であるかどうかといふことを議決いたしまして、この決定を行つたといふことが適當ではないか。いやだからただ逃げていくといふこと、それが全体の立場から見えていかどうかといふことを高い所にあつて、都道府縣議会がこれをきめるといふのが、この制度であります。もしもその決定その他が違法であるといふやうな場合におきましては、御心配になりましたやうな裁判所に出訴するといふ途が許されております。これは一般的に行政権の訴訟特例法によりまして、これは國會において可決になりましたから近く公布になると思ひますが、その法律並びに民事訴訟法の適用によりまして、府縣会の議決その他知事の処分が違法でございましたならば、裁判所に出訴する途は、もちろん救済の方法として開かれてゐるわけでありませう。

○坂東委員長 ちよつと私から御報告いたします。この間私並びに鈴木君が関係方面と折衝したことがございまして、その点を本日私から正式に報告いたします。それを委員会の修正案にするかどうかといふことについてお諮りいたします。

それは大体は、政府案は印刷もできましたので、その筋の方面でも、これらの点は委員会の修正を希望し、また先の委員会におきまして、委員から二、三の点の質問がありましたが、それらの点は重要でありますから、とも

に各関係方面に参りまして、折衝をしたところ、その関係方面との折衝はできたといふことでありますから、その点を申し上げます。それは、

一、地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収並びに地方公共の秩序の維持、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉の保持に関する條例は、住民の制定又は改廃に関する直接請求の対象外とする。と。(第十二條第一項、第七十四條第一項)

二、都道府縣公安委員を市町村公安委員と同様に取扱いするものとする。と。(第十三條第二項、第八十六條第一項、第八十八條第二項、第九十二條第一項、第九十五條、警察法第二十四條第二項)

三、地方公共團體の議会の議員と地方公共團體の長その他の有給の職員との兼職を禁止すること。但し、現在の兼職者については例外を認めるものとする。と。(第九十二條第二項、第九十四條第一項第二項、附則第一條第二項)

四、常任委員の任期については、條例で特別の定めをすることができるとする。と。(第九九條第二項)

五、特別委員会についても、閉会中活動し得る途を拓くようにすること。(第九十條第三項)

六、普通地方公共團體は、全國的公益法人に委託することにより、他の普通地方公共團體と共同して、火災その他の災害に因る財産又は營造物の損害に対して相互救済事業を行うことができるものとする。と。(第二百六十三條の一)

これが今申しました通り関係方面と折衝をしまして、話がきまつた点であります。そこでこれも併せて審議することにしたと思ひますが、別に御異議ありませんか。

○高橋(長)委員 ちよつとこの場合お聴きしたいのですが、「都道府縣公安委員を市町村公安委員と同様に取扱いするものとする」といふところであつたので、過去のことをよく存じないので、五大都市の公安委員から、公安委員の數について諸額があつたと思ふのでありますが、數の點はどうなるのですか。

○坂東委員長 數の點は変更しないのです。府縣の公安委員につきましては解職の規定がなく、市町村の方にはあります。都道府縣の公安委員もやはり解職ができるということに改めるといふのであります。なお鈴木自治課長から御説明願ひます。

○鈴木(俊)政府委員 この「同様に取扱いする」といふ意味は、市町村の公安委員は純然たる自治体の機関であります。が、都道府縣の公安委員の方は府縣の國家地方警察の頭にかぶさる機関でありまして、従つてこれは國家機関であるといふ考え方で警察法なり、地方自治法が立案せられておると思ひます。そこで現在の地方自治法の立て方としては、市町村の公安委員の方は、選挙管理委員あるいは監査委員と同じやうに議會に出席して話します。また市町村公安委員所屬の請願が議會に提案されればそちらの方へまわります。また解職の請求といふやうなものも當然選挙管理委員と同じやうにある。こゝういふことになつておるの

であります。が、都道府縣の公安委員の方は國家機關だといふ考え方に立つておりますので、議會にも出席しない、従つてまた請願等も都道府縣の公安委員の方にまわつてくるものはない、こゝういふ立て方になつております。ただ例外的に、選任について知事が議會の同意を得て選ぶといふことになつておりました。いわば國家機關の構成に自治体の機関である知事と議會が関與しておるかといふことになつておりますので、解職の方もやはり地方自治法の選挙管理委員とか、監査委員の解職の規定を準用いたしまして、解職だけは選挙管理委員並になつておるのであります。ところが今回のこの同様に扱ふといふ意味は、そこをもつと抜けて、議會出席とか請願の關係等もまつたく市町村の公安委員と同じにしよといふ趣旨のお話と考えられるのであります。

○高橋(長)委員 この場合もう一つ聴いておきたいのですが、ただいまの性格についての御説明はよくわかつたのであります。が、一例として、横浜市のときはほとんど神奈川縣の半分でありまして、公安委員の仕事の實際から考えますと、縣の公安委員も横浜市の公安委員も、仕事の上においてはほとんど同様な立場に置かれておりますけれども、漏れ承るところによりますれば、自治体が二名になるということ、現在の四名が半分になるということとであります。これについては縣同様にとつていふことを、横浜等五大都市のときは歩調をそろえて請願しておるらしいのであります。が、当局の御意見はこの場合二名にする方針であられるかもしれませんけれども、實質的に特

な。今度の修正案にもあつたかと思ひますが、議員の兼職の問題とともに、監査委員の兼職をどういうふうに今後において行われるかということは今、早速考慮していただきたい。と申しますのは、今度議員が有給議員の兼務を禁止する、という修正案が出ておりますとともに、監査委員というものが議員を兼務するということになると、はなはだおもしろからぬことが起きてきはせぬかという予測を二應申し上げます。

事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行する」というこの文句が、多少解釈によつて疑問を抱きます。「その他の土地改良事業」と申しますと、今まで申しましたそのほかのものはすべて土地改良だ、そのほかはまだ土地改良があるならちやつてもよろしいというふうにしな、この法文通り解釈するとなりにませんが、これは多少法文の作成上の説明不十分かと思えます。さしあたりその三点を伺いたい。

○坂東義興長 ただいまの、松野君の御意見はこもつともで、この点につきましては、さきに門司君その他から非公式に発言がありましたから、どうかはつきりと政府側の御意見をお述べ願います。

年というものの二、三年というものは、
 動きのぐあいをよく見定めまして、そ
 の結果に基きまして、やはりまた当委
 員会の御検討を願ひ、実情に即するよ
 うに改むるべきものは改めなければな
 らないというように考えられるのであ
 ります。

それから第二にお尋ねの監査委員の
 兼職の問題であります、これは監査
 委員の中には、議會の中から出ており
 ます委員と、それから専門職と申しま
 すか、専門家の監査委員と二通りある

俸給、給料をもらつたということになつております。やはり専門家の監査委員の方が、実質的には相当事務的な面も担当して事務職的に働く、議会の議員を兼ねておる方は、やはり議会にも出席しなければなりませんし、どうしても監査委員としての仕事はやや、片手

員制度の目的の一半を失うことになる
と存じますので、この兼職はやはり認
めておかなければならない。その代り
やはりある程度手を抜いたようなかつ
こうになつてもやむを得ない。一方専
門家の監査委員の方は、これはやはり
有給職員でありますから、従つてこ
れは兼職としてはいけない。こういう
ことになるわけであります。

それから第二條の規定の点であります
が、この規定は御指摘のように、
多少字句等も不十分な點みがあるに
しして

なお尋ねであります。この第十号の方では、収益事業という言葉を使っており、三号では企業という言葉を使っております。この間隔といたしましては、企業というものは、公企業、古い言葉では営造物といっているものを大抵本意だと思っておりますので、その上の方

もちろん法令に特別の定めがありますならば、これらの事業でも市町村の経営を制限し、あるいは禁止せられることになるのでありますが、その点は但書のところにて「法令に特別の定があるときは、この限りでない」といつて限定いたしておるのであります。

それから十号の方は三号の企業に対してしまし収益事業という言葉を用いております。この収益事業というのは相当廣く一般經濟企業というのとあまり違わない言葉であると思います。從來

たしましてもある程度の収益性を加味するということとはもとより差支えない。それから結局収益事業をやつてもそれによつて得たところの経費を公共の福祉のために使つてほしいではないかといふような徹底的な議論から出てきておる状況であります。たとへば

収益事業は何でもやれる。織物の名産地であるところの市が、一般の織物会社と肩を並べて織物製造業を始める。あるいは名産をもつております市が、一般の商人と肩を並べて物産販賣を全国にわたつてやる、あるいは市が収益事業を税金で集めた資本でやる、こういうことになりましては、まさに行き過ぎである、そういうことは私経済を圧迫して適当ではないと存じますが、三号なり殊に十号に掲げましたものは、もつと公共性の強いものであり、さらに収益事業の頭には特に「公共の福祉を増進するために適当と認められる」という制限を附してございまして、収益事業でも今申しましたような種類の経済企業は、これは公共の福祉を増進するために適当と認められる収益事業の中にはない、やはりここに書いてありますような種類の事業を収益事業としてやれる、土地の賣買ということもそういう意味で行われる、という考え方でございまして、私経済を圧迫しようというような考え方はありません、やはり現在多くの市町村において、あるいは何らかの市町村において手をつけておりますような事業を例示的に規定をいたしたのであります。

それから十一の「その他の土地改良事業を施行すること」という点であります、十一号には大体土地改良に属しますが、各種の事業を例示いたしておりますが、なおそのほかにこれは耕地整理事業にはいるかもしれないが、たとえば用排水のいろ／＼土管を敷設いたしたり、あるいはそだ等による用排水の事業をやるというように、と、その他その例はちよつと申し上げ

かねますが、そういう種類の土地改良事業というものは、やはり地方團體、市町村が経営するのに最も適切なものではないだろうかというように考えられるので、このような言葉を使つたのであります。もつとも現在耕地整理組合でありますとか、その他農地開発の關係の組合等があると存じますが、そういう法令に特別の定めがありますものは、その限度においてはこの中から除かれてくるということになるわけでありまして。

○松野委員 もう一つ先ほど言い忘れたことを附け加えておきます。今の第三号の上水道、ガス事業、電車事業、自動車事業の例を引いて申しますならば、私は小さな個人のタクシーとか、個人のトラックとかは行くことが圧迫されるという意味を申し上げたので、ただいまの説明ですと非常に安心いたしますが、こうやつて法文の文句の書き方が悪いのか、説明の方が悪いのか、この通りやりますと、ほとんどのものが圧迫されてしまふ。公益事業といつて下水、電車、電気、こういうものなら認められますが、小さなタクシー、乗車まで圧迫するなというのを私は申し上げたので、ただいまの説明では不満足であります。できるならばこの字句を修正していただきたい。それから第十一号の今の話は、治山、治水は土地改良ではないということを上上げたので、これが土地改良であるというところは今の常識ではおかしい。従つて土地改良とは認められない。この文句がおかしい。その意味で根本的にはあなたの御意見とは違つております。それからもう一つの修正案に基きます第十二條第一項に規定する地方

税、分担金、使用料及び手数料のこの關係ですが、これは第十二條を讀みましても、地方公共團體の住民はその公共團體の條例の制定、改廃を請求する権利を有するといふ、これを大幅に圧迫するものであつて、ほとんど住民が最も関心をもち事項のみを取上げて請求権がないと言われるのは、その根本において、はなはだ大きな圧迫感を住民に與える危險を感ずるのであります。またこの條文がなくても、地方の住民があくまで請求するので、決定は議會であります。このことに關して住民の請求によつて議會の議決を経ずに行い得る條文はないのでありますから、これがなくても特に現在の法令上差支えない。またあつたからといふて、特にこれによつて左右されるという心配ははなはだ少いように私は考へるものであります。ただいまの三つについてもう一度私の意見と大分違ひますから御説明を願ひます。

○鈴木俊政府委員 第三号の自動車事業という言葉であります、自動車事業といふのは、要するに自動車運輸事業といふことであります、これは地方公共團體が経営する事業といふことになりますれば、おのずから、乗合自動車といふようなことになるのであります。また現にそういうものが大部分であると存じます。と申しますのは、第二條第二項にいう二十一項目を設けたといふ意味ではございませんで、現在の第二條第二項の地方公共團體は、その公共事務、委任事務、行政事務を処理するといふ抽象的な言葉では、一休何を地方公共團體がやるのかわからないから、そこで地方公共團體

は、大体こういう種類のものをやるのだといふことを例示いたしたわけでございます、基本は、やはり第二條の第二項で縛られると思ふのであります。従つて今の自動車事業といふのは、第二條の種類の方から言つてどこに入るかと申し上げますれば、やはりその公共事務といふところにはいつてくるのであります。従つてやはり地方公共團體の存立の目的といたしてあります地方公共の目的に副うような事務でなければ、地方公共團體といふものは処理できないという根本の性格が大もとにあるわけでありまして、そこでかりにこゝろに書いても自動車の事業といへば、私経済と競争するようなことをせらうとするような事業は、やはりその公共事務の範圍にはいらない、地方住民一般になるべく廉價で益務を提供しようといふことにせらうがなければならぬと思ふのであります。従つて多少自動車事業といふ言葉には御不満があるかと思ひますが、總体的に第二條の規定を御覽いただきますれば、その趣旨が御了解願ひするのではないかと申すのであります。

それから次の治山、治水事業の点であります、これはどうも日本の言葉のコンマの使い方の問題がわずかにあります、お話のように治山、治水事業といふのは、下の「その他の土地改良事業」といふのにかけて讀むのは適当でないと思ひます。そこで一体どこから「その他の土地改良事業」までかけるかといふことになる、やや明瞭ではございせんが、治山、治水事業といふのは、やはり一つの独立事業、農地開発事業といふのも、これはやはり土地改良事業に含まれるものも

ありましようし、それ／＼独立の事業、それらをさういふふうにする、直接には不良地区改良事業といふのが、土地改良事業の名詞であるといふふうにも読めるのじやないかと思ひます。御指摘の治山、治水事業については、さういふふうにお考えになられるのも無理ではないと思ひますが、さういふような意味で、直接的には一番下の字にかけておるというふうには御了解願ひたらどうかと思ふのであります。

それから直接請求の問題であります、直接請求については、何も制限を設ける必要はないじやないか、議會で定めるのだから心配はないじやないかといふお話も一應ひとつもございまして、しかしながら署名捺印のために相当多くの経費を要する。しかも税の問題等におきましては、大体住民の発案するものといふのは、多くはやはり輕減をせらうとするものが多し、じやないかと思ひますので、従ひまして結局相当多額の金を署名捺印をとるための運動に使う。これは結局においてだれでも一應賛成する場合が多いと思ふのであります、調印としてはまとまるけれども、議會に行けばやはり議會の問題として、地方團體を維持するために必要な経費といふものはどうしても賄わなければならぬのでございまして、認めるといふことは、そのこと自身はさほど問題はないと思ひますが、多額の経費を使うといふことは、やはり適當ではないと思ひます、またそこにいる／＼その他の関連の問題も考へられるので、やはりこゝろに制限を設けることが適當ではないかといふふうには考へられるのであります。

○門司委員 もう一應聽いておきたい
と思います。それは例の九十六條であり
ますが、この中には九号に二條例で
定める契約を結ぶこと。というのがあり
ますが、これはただ単にこれだけの條文
でありまして、地方の公共団体はその
基準を定めるのに、かなり迷惑を來す
と思います。これに對しては準則か
何かで明示になるお考えがあるかと
うかというところをお聞きしておきたい
と思います。

それからもう一つ、例の分担金であ
りますが、二百七十七條の分担金の字句
の解釈であります。従来市町村で多く
分担金と申し上げると、通例考えら
れておりますのは、受益者負担とい
うようなものが考えられておりますが、
この受益者負担というものをこの
分担金というもののの中に含んでい
るかどうか。そういう点を明確にして
いただきたいと思います。

それからもう一つお聞きしておき
たいと思ひますのは、この前もお聞き
したと思ひますが、重ねてお聞きして
おきたいと思ひますことは、二百十三
條の規定に「條例で定める特に重要な財
産又は營造物については」というよう
な字句が使つてありますが、これらに
ついてはやはり何らかの基準をお示し
をお願いせんと、各地方の公共団体に
おいては相當議論も出てくると思ひま
すので、この辺についてのお考えを伺
いたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 ただいまお尋ね
の第九号の契約について地方に何か基
準を示すかというお尋ねであります
が、これは御心配にやりますように、
どういふ種類の契約を議決事項にする

かということ、相當重大な問題であ
りますので、最終決定は、むしろその
團體でいたすわけでありまして、團體
がそういう決定をいたします参考資料
として、政府におきまして一應の基
準のようなものを示しまして、その決
定の資料に提供いたしたいと考えてお
ります。

最後にお尋ねの二百十三條の財産、
營造物の中で特に重要なものを一般投
票にかけ、またそれよりもやや程度の
輕い財産、營造物は三分の二以上で使
用その他をきめる、こういうことにな
つておりますが、この種類につきまし
ても、今の契約の場合と同様に、地方
團體が決定するにあつて参考となり
ますような基準を示したいと考えてお
ります。

それから分担金の問題であります
が、これはお尋ねがありました受益者
負担金とはいふかという点でありま
す。これは地方自治法では負担金とい
う言葉を用いないで分担金という言葉
にいたしておりますが、それは負担金
ももちろん含む意味であります。ただ
負担金につきましては、多く特別法が
出ておりまして、特別法が規定してお
ります限度で、たとえば道路法なり、
都市計画法が規定いたしております限
度では、地方自治法の規定がそれとぶ
つかるようなところは適用になりませ
んけれども、それに抵触しない限り
におきましては、地方自治法の分担金に
關する規定はやはり適用になつていく
というふうに考えていいと思ひます。

○松澤(兼)委員 ただいま門司君が、
質問いたしました二百十三條でありま
すが、この問題について最も重要なも
のはたとえは市町村が特定の会社に対

して報償契約を結んでおるといふよ
うな場合はこれに適合するのではない
か、こう思ふのであります。たとえば
市がガス会社と報償契約を結んでお
る。それは道路使用料を取らない代り
に、報償金をガス会社から市に納付さ
せているというところのことでありま
すが、道路というものは財産あるいは
物として考えられるものであるかどう
か、この点お伺ひしてみたいと思ひ
ます。

○鈴木(後)政府委員 ただいま御例示
になりました報償契約、ガス会社と市
との間に道路の占用料に關する報償契
約というものは、やはり道路という
物についての独占的な使用の問題にな
るわけでありまして、従つてもしもそ
うなものでありましたならば、やはりこ
れに當るのではないかと。しかしこれは
やはりそれを條例で定められない限り
は、そのようなことにはならぬと思ひ
ます。

○松澤(兼)委員 その場合は、國道の
ようなものは市長が管理していること
になつておりますが、これは市の營造
物ではない。従つて市の道路に關する
限り、契約によつて報償金がとられる
ということになるのでありますかどうか。

○鈴木(後)政府委員 道路には、國道、
府縣道、市道それとあると存じます
が、これを國の營造物と考えるか、あ
るいはその經費を負担しておるかとい
うことは、これは學說におきましても、判
例におきましても、いろいろ問題のあ
る点であると存じます。ただ、実質的
にその經費を市道ならば市が負担をい
たしておりますから、やはりこれを國

の營造物と言ひきつてしまふことはど
うも奥歯に物のほさまるような感があ
るのであります。やはりこれは現實
に經費を負担をしてゐる團體の營造物
であると考えるのが適當ではないかと
思ひます。ただ、これを管理する機關は、今日で
は國家機關として市町村長なり府縣知
事が當つてゐるわけでありまして、そ
の經費負担の關係においては、これは
やはり地方團體でありますから、また
地方團體としては、それが何人に課せ
られるか、その使用料がどのくらいで
あるかといふことは、最も重大な關心
をもつわけでありまして、これをやは
り二百十三條の財産、營造物の中の
一つと考えざるを得ないのではない
か、こういうふうに考えるのでありま
す。

○松澤(兼)委員 もう一つ、たとえは
道路損傷金を徴収する契約、あるいは
一定のバス路線に對して道路の使用を
許可するといふような場合も、やはり
この條項に於てはほめるものであるか
うかといふ点を伺ひたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 これは程度の
問題でございます。ごく小部分、あ
るいはもう少し大きな区域にわたら
ない程度の道路の損傷金の問題、あ
るいはバス路線としての道路の占用の問
題といふこととありますならば、一特
に重要なことと見做すにはいらない
のではないかと考えます。やはり金額
の点においても、また予算全体に對す
る比重からいつて、その團體にとつて
は相當大きな經濟上の問題であるとい
うようなものをここではずしてゐるの
は、特に重要なことを申しておるの
でありますから、やはりそれらの具体
的な事例について申し上げませんと、
抽象的には今御例示になりましたよう

な問題がはいるか、はいらないかとい
うことは、ちよつと申し上げにくい
と思ひます。

○松澤(兼)委員 どうもたびたび質問をし
御答弁を得ておりますが、政府委員は
もう少し率直に説明をしていただきた
いと、まず要する次第であります。
と申しますのは、どうも一言一句たり
とも無理な法案をむりにそう解釈し
て、私たちに押しつけがましう説明さ
れるので、はなはだ私たちは理解に苦
しむ点があるものであります。自分が提
案者でありますから、むりにこじつけ
て答弁される点をまことに遺憾に存じ
ます。その一例として、地方税、分担
金、直接請求の件であります。どう
も費用がかかるからこういふことは
けなないといふことをお話になりな
がら、先ほどの町村、都市の離合集散と
いいますか、あるいは編入、また元へ
もどすといふときには、一般住民投票
の選挙規定は限定はしておらぬと言
つておるにかかわらず、通算をとるとき
に今度は非常に費用がかかるからこ
ういふことはやめてもらいたい。これだ
けの説明で私たちに納得してもらいた
いといふような、はなはだ無理なこと
が多い。先ほどの治山治水のように、
どうもこの制限を讀んでも、だれが解
釈しても治山治水の中に入らないとい
ふ文句を書いておきながら、あなた方
の御説明の文句の治山治水と土地改良
は違ひます。こういうところはコンマ
の打ちどころを直してお出しになるお
考えはないのか。小さいところは多々
あります。そういうふうなことをい
いますと、あなたはむりにこの法文
を自分の解釈に押しつけて、そう言
てないのにそういうふうに解釈してい

○松澤(兼)委員 どうもたびたび質問をし
御答弁を得ておりますが、政府委員は
もう少し率直に説明をしていただきた
いと、まず要する次第であります。
と申しますのは、どうも一言一句たり
とも無理な法案をむりにそう解釈し
て、私たちに押しつけがましう説明さ
れるので、はなはだ私たちは理解に苦
しむ点があるものであります。自分が提
案者でありますから、むりにこじつけ
て答弁される点をまことに遺憾に存じ
ます。その一例として、地方税、分担
金、直接請求の件であります。どう
も費用がかかるからこういふことは
けなないといふことをお話になりな
がら、先ほどの町村、都市の離合集散と
いいますか、あるいは編入、また元へ
もどすといふときには、一般住民投票
の選挙規定は限定はしておらぬと言
つておるにかかわらず、通算をとるとき
に今度は非常に費用がかかるからこ
ういふことはやめてもらいたい。これだ
けの説明で私たちに納得してもらいた
いといふような、はなはだ無理なこと
が多い。先ほどの治山治水のように、
どうもこの制限を讀んでも、だれが解
釈しても治山治水の中に入らないとい
ふ文句を書いておきながら、あなた方
の御説明の文句の治山治水と土地改良
は違ひます。こういうところはコンマ
の打ちどころを直してお出しになるお
考えはないのか。小さいところは多々
あります。そういうふうなことをい
いますと、あなたはむりにこの法文
を自分の解釈に押しつけて、そう言
てないのにそういうふうに解釈してい

○松澤(兼)委員 どうもたびたび質問をし
御答弁を得ておりますが、政府委員は
もう少し率直に説明をしていただきた
いと、まず要する次第であります。
と申しますのは、どうも一言一句たり
とも無理な法案をむりにそう解釈し
て、私たちに押しつけがましう説明さ
れるので、はなはだ私たちは理解に苦
しむ点があるものであります。自分が提
案者でありますから、むりにこじつけ
て答弁される点をまことに遺憾に存じ
ます。その一例として、地方税、分担
金、直接請求の件であります。どう
も費用がかかるからこういふことは
けなないといふことをお話になりな
がら、先ほどの町村、都市の離合集散と
いいますか、あるいは編入、また元へ
もどすといふときには、一般住民投票
の選挙規定は限定はしておらぬと言
つておるにかかわらず、通算をとるとき
に今度は非常に費用がかかるからこ
ういふことはやめてもらいたい。これだ
けの説明で私たちに納得してもらいた
いといふような、はなはだ無理なこと
が多い。先ほどの治山治水のように、
どうもこの制限を讀んでも、だれが解
釈しても治山治水の中に入らないとい
ふ文句を書いておきながら、あなた方
の御説明の文句の治山治水と土地改良
は違ひます。こういうところはコンマ
の打ちどころを直してお出しになるお
考えはないのか。小さいところは多々
あります。そういうふうなことをい
いますと、あなたはむりにこの法文
を自分の解釈に押しつけて、そう言
てないのにそういうふうに解釈してい

○松澤(兼)委員 どうもたびたび質問をし
御答弁を得ておりますが、政府委員は
もう少し率直に説明をしていただきた
いと、まず要する次第であります。
と申しますのは、どうも一言一句たり
とも無理な法案をむりにそう解釈し
て、私たちに押しつけがましう説明さ
れるので、はなはだ私たちは理解に苦
しむ点があるものであります。自分が提
案者でありますから、むりにこじつけ
て答弁される点をまことに遺憾に存じ
ます。その一例として、地方税、分担
金、直接請求の件であります。どう
も費用がかかるからこういふことは
けなないといふことをお話になりな
がら、先ほどの町村、都市の離合集散と
いいますか、あるいは編入、また元へ
もどすといふときには、一般住民投票
の選挙規定は限定はしておらぬと言
つておるにかかわらず、通算をとるとき
に今度は非常に費用がかかるからこ
ういふことはやめてもらいたい。これだ
けの説明で私たちに納得してもらいた
いといふような、はなはだ無理なこと
が多い。先ほどの治山治水のように、
どうもこの制限を讀んでも、だれが解
釈しても治山治水の中に入らないとい
ふ文句を書いておきながら、あなた方
の御説明の文句の治山治水と土地改良
は違ひます。こういうところはコンマ
の打ちどころを直してお出しになるお
考えはないのか。小さいところは多々
あります。そういうふうなことをい
いますと、あなたはむりにこの法文
を自分の解釈に押しつけて、そう言
てないのにそういうふうに解釈してい

○松澤(兼)委員 どうもたびたび質問をし
御答弁を得ておりますが、政府委員は
もう少し率直に説明をしていただきた
いと、まず要する次第であります。
と申しますのは、どうも一言一句たり
とも無理な法案をむりにそう解釈し
て、私たちに押しつけがましう説明さ
れるので、はなはだ私たちは理解に苦
しむ点があるものであります。自分が提
案者でありますから、むりにこじつけ
て答弁される点をまことに遺憾に存じ
ます。その一例として、地方税、分担
金、直接請求の件であります。どう
も費用がかかるからこういふことは
けなないといふことをお話になりな
がら、先ほどの町村、都市の離合集散と
いいますか、あるいは編入、また元へ
もどすといふときには、一般住民投票
の選挙規定は限定はしておらぬと言
つておるにかかわらず、通算をとるとき
に今度は非常に費用がかかるからこ
ういふことはやめてもらいたい。これだ
けの説明で私たちに納得してもらいた
いといふような、はなはだ無理なこと
が多い。先ほどの治山治水のように、
どうもこの制限を讀んでも、だれが解
釈しても治山治水の中に入らないとい
ふ文句を書いておきながら、あなた方
の御説明の文句の治山治水と土地改良
は違ひます。こういうところはコンマ
の打ちどころを直してお出しになるお
考えはないのか。小さいところは多々
あります。そういうふうなことをい
いますと、あなたはむりにこの法文
を自分の解釈に押しつけて、そう言
てないのにそういうふうに解釈してい

くのでは、私は將來この法案を審議する上において、大きな禍根を残すと思ひますから、悪いところは根本的に直していただきたい。ヨシマの打ちどころが悪かつたら直して出すぐらいの誠意をもつてやつてくださなければ、いたずらに時間を空費するばかりです。一時から私たちここで二時間も審議しましたけれども、どうも私たちは根本的に割り切れない点がある。一言警告とともに、今後の審議上について、一應お考えを願ひたいと思ひます。

○鈴木(税政府委員　いろ／＼くだいたまの御忠告は拜承いたしました。この第一の地方税の關係の直接請求の對象外とするという問題であります。これは先ほどの説明で申し落した点がありまして、御了解を願ふ意味で、そう大きな例外を設けたのではなからうということをお願いしたいと申す。これはこの二條に二十一項目設けてあります。この仕事、これについて、すべてこの條例というものがあつて得るのであります。この中で今ここで抜き出してありますのは、初めての地方税、分担金、使用料及び手数料といふのは二十一項目の中にはない。つておりませんけれども、その次の「地方公共の秩序」云々といふのは、この「地方公共の秩序」一番初めの第一号のことだけなのであります。「地方公共の秩序を維持し」という二号以下の問題に関する條例といふものはすべてあつて得るのであります。そうしてこの第一号の範圍が具体的にどういふようにおちつくかといふことは、個々の條例に対する裁判所の法令によつて、これらの抽象的な字句がどういふものを意味するかといふことが、だん／＼ときまつてく

るのだろうと思いますが、いずれにいたしましても穴をあけたというのは、大体そういうような例示の事務から申しますと、その程度の穴なのであります。その点だけを今一度申し上げて御了解を願いたいと思います。

○松野委員　それからこまかいことがあつたとありますが、一條々読んでいても、あなたの御説明通りにどうもいふつも、私は解釈しにくいから、そういうふうな法文上のお互いに疑義を残す点は直して、日本語らしい日本語にしてお出しになるわけにはいかないでしょうか。第十一号についてはコンマの打ちどころが違ふ。この通りではない、治山治水事業は同じ意味だというふうに理解できない。コンマの打ちどころが違ふというなら、コンマの打ちどころを直していただき、日本語にしていただかないと、説明のときにはわかっていますが、これは法文として、さて実行されるようになりますと、いろいろ疑義が出てくるだらうと思います。ひとつ解釈のしよいように、一般の國民がわかるような日本語を使つて、コンマの打ちどころが違ふなら打ちどころを直してもらふ。また収益事業とか、公益事業とか、はなはだ説明が不十分な点があります、大体頭端において公益團體だから公益を対象とするにきまつていふというならば、第十号の「その他公共の福祉を増進するために適當と認められる収益事業を行うこと。」という文句と、最初の御説明とは多少含み違ひを感じられます。またこまかい字句においても、わかりにくい日本語があるのですから、ひとつお直しになつて、法文上はつきりさせて皆さんに疑義のないようにしていただきたい。

○鈴木(復政府委員) この字句の点等につきましては、先ほど来申し上げておきますように、われ／＼としてもいろいろな事情がございますて、必ずしも日本語として適當なものであるとは考えておりませんその点、この委員会の御審議におきまして、これはどうしてもこう直さなければならぬという点がございますならば、それはもちろん政府としては十分考えなければならぬと存じます。しかし原案を提出いたしました責任から申しまして、原案によつて何を意味しておるかということとは、十分御了解いただけますように、説明を申し上げ得るだけは説明を申し上げておる次第であります。

それからこの十号の「その他公共の福祉を増進するために適當と認められれる収益事業」これは要らぬじやないかかという仰せ、一應ごもつともであります。が、収益事業を地方團體がやれると云うことになりますと、先ほど申し上げましたような根本の制約はございませうけれども、どうもそこに何か割りきれない誤解を生ずるおそれがありますので頭に特に収益事業というものについてとはと云うものををかぶせたのであります。

はここに指定されたものは、いつでも地方公共団体の後まわしになっていくのか、あるいはその点は政府が調整するか、政府でなければ上級地方官廳が調整するものか、そこらの根本はどういうつもりでありますか。伺いたいのであります。それからあとは次の質問で伺います。

○鈴木俊二（政府委員） この自動車運搬事業を地方団体が始めます場合に、ほかの現在経営しております自動車運輸事業等がありました場合に、それとの調整をどうするかという趣旨のお尋ね

と存じますが、これはやはりそれ／＼の出入機関、自動車でありますれば道路運送管理事務所でありますか、鉄道局の系統のそういう機関がそれ／＼認可、許可権をもつておりますので、地方団体といたしまして、そういう／＼他の法令に許可認可を要するというような規定のあるものがありますならば、それに従つてやらなければ、ただ予算をとつて議會の議決を経ただけではやれないと思うのであります。法令に特別の定めがあるときはこの限りでないといふようにうたつてありますのは、市町村もやはり公法人として、他の私人あるいは私法人と同じような立場に立つてありますから、そういう

私法人や私人がやります行為については法律上の制限がありますならば、それと同じような規範に立つて、地方団体は自動車運輸事業にしても、その他の問題にいたしましても、やつていかなければならぬ、こういう意味であります。

○千賀委員 次に伺いますのは、市町村も公法人として事業を計画し得るということですが、この操

合市町村は独占禁止法の適用を受ける
公法人であるか、あるいは独占禁止法
とは影響しないものであるか、それか
ら市町村の区域内において経営をして
いる会社が、独占禁止法によつて市町
村からその営業の一部分を要求せられ
た場合は、ほかの普通の民間会社と同
じ立場で、その仕事の分割なり、譲渡
なりを要求せられるのであります。
市町村というものは特別の権能をもつ
てその独占禁止を要求し得る何か権力
ですか、特典ですか、そういうものが
あるかどうかこの二つを伺います。

○鈴木健一、政府委員 第一のお尋ねの、独占禁止法の適用を地方團體、市町村が受けるかというお尋ねと思いますが、これは前のお尋ねにつきまして申し上げましたように、独占禁止法という法律が一般の法人に対して制限事項を規定いたしておりますならば、やはり市町村といえども、その制限に従つていかなければならぬ。従つて独占禁止法に触れるような集中的な経済事業は、行えないということになると思ふのであります。

それから今度は、逆に市町村が自分で独占禁止的な條令を設けて企業を縛ることが出来るか、こういう御趣旨のお尋ねでありますか。

○千賀泰典 いや、そうではない。仙の市町村区域内において今日営業をしておる会社から、その仕事を市町村がやろうという決議をして、やろうというときに、独占禁止法の適用をして、その事業の一部分を市町村が引継ぐ際に、何か市町村なるがゆゑに強力的な法律の適用を要求する権能が残さるかどうかということです。結局市町村は一様会社と同じ立場で他の独占

会社の事業を食ひこんで行くことができるだけであるのか、市町村なるがゆえにこの指定事業をもつと強力に食ひこみ得るのか、その点です。

○鈴木(俊)政府委員 市町村が一般の企業会社から特定の企業の引継ぎを受けた場合において、特に市町村だからと申しまして、一般企業会社以上の強い力をもつて独占禁止法の適用を排除すると申しますか、そういうようなことはできないと思います。やはり従来企業会社もつておりましたと同様の法律上の地位をもちまして、その企業を引継いでいくことになるのではないかと申しております。

○千賀委員 ただいまの御答弁を聴いて、ましてこういふことをわれわれは知るべきであります。市町村が、たとえばここで水道なり電氣なりを経営いたしております、この損益に對しましては市町村民全体が負担をしておる仕事になります。しかしながら独占禁止法の適用を避けることができないというところになると、ここに私設会社が興りまして、市町村が、その投下資金は何々で、当然その事業は独占禁止法によつて開放しなければならぬという主張をせられて、その一部分を私設会社に開放するということになりますと、市町村民がその損益の負担をいたしておつた重大な利害というものは、ここであえなく崩壊することになるのであります。これは水道とか電氣に限りませんが、これはバスも、それらの事業をやつておるものも、たいへんこれは不確定な事業であつて、今まで市民の名でやつておつたものが、独占禁止法で容易にその根柢が破壊されていくということになるように思いますが、そう

解釈して差支えないかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 ちよつと御質問の趣旨をはき違えておるか存じませんが、市町村が今までに経営いたしておりました事業に對して、独占禁止法が適用になることの結果、市町村の利益と申しますか、いろいろな経済状態を崩壊せしめる心配はないかというお尋ねでございますか。

○千賀委員 そうでございます。

○鈴木(俊)政府委員 これはやはり独占禁止法という法律自体の問題と存じますが、われわれはいたしましては、やはり独占禁止法の適用について、要するに根本の法律の規定について、できるだけそのような、一面において地方團體が特權を享受して、その地位を濫用するといふことは防がなければならぬと思ひますが、反面公共性をもつ水道でありますとか、ガスでありますとか、そういうような、いわゆる地方團體としてやるにふさわしい公企業業の経営は、やはりできるだけそういうようなものの制限を受けないで、從來通りやつていくべきであることが望ましいと思ひます。しかしこの独占禁止法に直接触れるような事業を市町村がいたしておりますかどうか、今資料の持合せがないのであります。

○千賀委員 実例をいたしまして、地方におきましては大きな電氣会社が経営をいたしておる、その中には数十箇町村あるいは数百箇町村の地方團體を包含しておりますが、その一つの自治体を中心にいたしまして、独占禁止法の発動によりまして、おれの村はおれの村だけで電氣を経営するのだ、電氣会社はここに建設したものをみな賣つてくれろ、記帳價格で賣つてくれろ、

電氣はお前の会社が起したものを卸しておれの村に賣つてくれろ、こういうことで電氣をつくるだけは、もう村の経営で始めたという所が相当にたくさんあることを私は知つております。これを適に、たとえば東京の都電のごときも、これは一つの経営でやつておりますが、会社がいろいろ起りまして、この区域はおれがやつた方がいいのだ、独占禁止法によつて、当然都電はこの区域を私設会社に開放すべきだといふ意見をもち上げてきたときに、これに對抗する方法があるかないか、いかがですか。

○鈴木(俊)政府委員 これはちよつと独占禁止法の規定を私よく存じませんので、その關係で、はたしてどうなるか、そこで明確に申し上げる自信がないのであります。電氣会社の問題もどういふふうな切替になりますか、いろいろ研究中のうちに承つております。この点は別の方面から御聴取願ひしたいと思います。

○千賀委員 ただいまの問題に關しては、政府委員は御用意がないようでありますが、しかしこの第二條の冒頭において「地方公共團體は、法人として」といふことは、やはり株式会社などと同じことなのでしょう。組合とか、いろいろそういう法人團體はありますが、そういう人格になると、今私が指摘したようなことは十分御答弁を得なければ、市町村の地方團體の経営の基礎といふものは、非常に不確定になると思ひます。私はこの点、初めから疑いをもつておるのであります。答弁によつてあらゆる場合を想像して解決がつくように、自信をもつてこの法案

の審議をいたしたいと思つておつたのであります。現在の當局の狀態では私の考えを満たしていただくことができません。しかしこれは等閑に付すこともできない問題であると思ひます。徹底的にこれは究めなければならぬ問題であると思ひます。もしも今御出席の當局では、所管が違つておつてこの点に言及できないというならば、委員長において適當な所管の常任委員会と適合審査をさせていただくか、または適當な政府委員をここに招致をしてもらつて、その点の答弁を求めていただくか、いずれかにいたしたいと思ひます。

○松澤(兼)委員 さつき松野君の質問に對しまして、鈴木自治課長のお話があつたのであります。それはこの謄写版の方の地方税、分損金、使用料、手数料、云々の地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する條例は、この地方自治法の改正の第一項目だけにあてはまるのであつて、他の方には關係がないというお話があつたのであります。もう一度これを確かめて見たいと思ひます。と申しますのは、たとえばこの中で第六の病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院その他は、これは住民及び滞在者の安全、健康及び福祉の保持に關係のある實際上の施設だと思ひます。それから具体的問題といひまして、秩序の維持といふ点から言へば、警察署あるいは警察制度の問題は、この例示の中にはなかつたと思ひます。この例示の中にはなかつたと思ひます。そのまゝこれを適用すれば、答弁されておるといふことも事実であります。そういたしますと謄写版刷りの住

民及び滞在者云々とあります。が、第一項だけに限られておるといふ御説明であります。たとえばある市町村のある場所に隔離病舎を建築する、それに対して財政上の見地から、もしくは隔離病舎が衛生上困るというような点から反對いたして、その條令改正の請求をしようとする場合に、それができるのかできないのかという問題と、それから最近小さな町あるいは比較的大きな村などで、一應は自治体警察をやつてみたのですが、非常に負担がかかるといふ場合に、これをやめて國家地方警察にやつてもらいたいという意向で、住民の中で自治体警察をやめて國家地方警察にしようといふ意向が相當濃厚であります。そういう警察、警察制度を自治警察から國家地方警察へ移すという運動はできるのかどうかという問題であります。先ほどの鈴木さんのお話によりますと、この謄写版刷りの住民及び滞在者の云々といふことが第一項だけに關係のあることであるとすれば、隔離病舎の反對ができることになりませんが、内容の解釈からいへば、そういうことはできないといふことになりまして、警察制度の問題も、地方公共の秩序の維持といふ点からいへば、できないことになり、もう考えられるのであります。この点明確に御答弁を伺いたしたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 最初のお尋ねの、隔離病舎その他の建築といふようなものが第一号の「安全、健康及び福祉」といふことに含まれてはしないか。従つて七十四條の地方税その他の中の「滞在者の安全、健康及び福祉の保持」といふ問題を解釈する場合には、

第一号だけでなく、第六号に掲げました隔離病舎なども含めて解釈すべきであるか、あるいは第一号は第一号だけで解釈すべきかというお尋ねであります。先ほど申し上げましたのは、法律の字句として申し上げたのでありまして、隔離病舎の設置、管理、維持に關する問題は第六号の問題としてなし得るのではないかと。また次にお尋ねのありました警察の問題につきましては、これはほかには警察という点はございませんで、自治体警察にするか、あるいは國家警察にするかという事は、これは條例ではきめてない。やはり政令をもつて、たしか指定をしておると思いますが、従つて法令に特別の定めある問題ということになります。一應は第一号の中にはあります。従つて直接請求はできないということになると思ふのであります。

○松澤委員 ちよつと初めのところがわからなかつたのですが、隔離病舎をつくるという條例の廢止要求がでるというわけですか。

○鈴木俊政府委員 その通りでございます。

○笠原委員 時間がありませんから、簡単にお願いいたします。第二條の中に大分地方普通公共團體の仕事が例示的になっておりますが、これを見ますと、「概ね次の通りである。」となつておりますが、これに限定したことになるのか、あるいは「概ね」ということによりまして類推して、これに似通つたことはやはり地方公共團體でできるといふように解釈するのか、その点を確かめたいと思ひます。

それからお、それに関連いたしまして、一体こういうふうな例示的な規定を設けなければならなかつたところの根拠、それとも一つ第四項に行きまして司法に關する事務とか、當然國の事務になつてゐるような事項をできないといふふうな規定しておるのではありませんが、こういうことがどうして必要なのか、その点も併せて御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 この第二條の各項目を列挙いたしておりますのは、「前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。」といふふうな書きでございまして、限定的意味ではないのであります。これは教科書と申しますか、そういう意味をもつて、地方團體はこういう仕事をやるのだ。いろ／＼法律に制限禁止の規定はあるけれども、そういうことを一應除いて、やる範圍の仕事を書いてみると「概ね次の通りである。」という意味で、これによつて何ら新たな増減はないと思ふのであります。先ほど申し上げました通り、基本は第二條の第二項で、法律的にびしつときまつておるのであります。ここにはただその内容を一應わかりよく例示をするといふふうなものである、こういうわけでありまして、但し例示をしたからこれをみんなやるかと思ふと、そうではなくて、やはり法令に特別の定めがあればそれはやれない、こういうふうな書きであるのである。非常に難い意味、むしろ教科書の意味で規定せられたものであるといふふうな考へておるのであります。ちよつと速記を止めてください。

○坂東委員 速記中止。

○坂東委員 速記開始。

○千賀委員 松野さんからも出ておつたのでありますが、この文章なり用語なりが日本語でないの、非常に不愉快です。たとえば「じんかい」というのがかなで書いてある。「じんかい」というのはどういふ字をあてはめるかしりませんけれども、おそらくこれはダストといふことだろう。ダストを「じんかい」としたつて「かい」の字でもずいぶんたくさんある。これはいろ／＼同じような意味を表わす字があると思ひます。これが漢字制限によつて入れてならないからこうなつたのか。一体なぜこんなことをするのか。また、どこかに「じゆん化」するなという字があるのですが、これも、川原に頁を書いたのも「じゆん」だろし、さんずいを書いたのも「じゆん」でしようし、糸偏を書いた「じゆん」もあるだろうと思ひます。實際同じような意味の字が非常にあるのですが、こんなかなを書かれて、わかつたやうなわからぬやうな、妙ちくりんな、暗やみで顔を逆になでられたやうな氣持で文章を読むのです。必要であるならば、なぜ一体ほんとうの字をここに入れないのか。また漢字制限でどうしてもそれは必要な字の表現さえもここにやるのができないならば、許された字を使つてこの意味を表わす字をなぜ使わないのか。日本語とはいひながら、数千年來の漢字で形のできた日本語で、「じんかい」とかなで書いてくれたつて、これではつきりとちりあつただといふことと考へられないし、殊に「じゆん化」などといふことは非常にむずかしい。これは漢字から来ておるのであります。かなばかりでいけば、やまと言葉を使えばいい。それは坂東先生のお得意の歌の文句でもみな入れてしまへばかなば

かりで済むかもしれませんが、漢字の言葉をかなで表わそうなどということはおよそこんなことは不可能な努力であります。こんなふうなことをやつてもらいたくないのであります。これはどうしてもいけないのか、この点を伺ひます。

○鈴木俊政府委員 「じんかい」処理場」といふ言葉「じゆん化」といふ言葉、なぜかなを使つたかというお尋ねでございますが、これは、お話のように、漢字制限にひつかりまして、これは法制局の審査の機会において、そのあとにもめいて「者」というのもございまして、これはいづれもそういうことからいふうなかなを使つたのでございまして。それから、今、さうに突つこんで、もつと日本語としてはかの言葉を考えれば考えられはしないかというお尋ね、われ／＼不敏にして他の言葉を考えつかないものであります。が、「じんかい」処理場の方は、普通一つの固有の名稱にじんかい処理場といふやうな言葉を使つておる場合が多いのではないかと思ひますので、こういう言葉を使つたのであります。「風俗のじゆん化」といふやうな言葉、これは、もしいいお知恵がありましたならば拜聴したいと思ふのであります。が、どうも不敏にして制限にひつかりない適當な字句といふものが見つからないものでありますから、こういうふうな規定をいたした次第であります。

○笠原委員 ちよつと伺ひます。法令に違反してその事務を処理できない、これは當然なことですが、この自治法もやはり法律ですが、解釈の面におきましては、自治法はいつでも他の法令

には譲らねばならぬということになるわけでしょうか。たとえば、既存の法令に對しましては、もちろんこれは抵触できないことはわかるが、今後におきまして政令をもちましてどん／＼この内容をかえていくやうな政令が出せるわけですが、そうした場合において、自治法がせつかく法律できまつておつても、なお解釈上他の法令に譲らねばならぬという結果になるものか。その点お尋ねいたします。

○鈴木俊政府委員 ただいまのお尋ねはごもつともなものと存じますが、法令に特別の定めがあるときはこの限りでないとか、地方公共團體は法令に違反してその事務を処理してはならないという意味の法令というのは、廣く一般の法令を申し上げまして、特に地方團體をめざして規定したのではなく、一般的に、人が、あるいは私法人が行動いたします場合に、ある制限を設けておるといふやうな規定がありましたならば、地方團體が行動いたしますときにも、それに違反してはならないという意味でございまして、これに反して、地方團體の事務自体を、地方團體の組織なり財政なり、あるいは地方團體が処理すべき事務自体について規定いたします場合には、法律もしくはこれに基く政令でなければならぬといふこととなるわけでありまして、そういう考へ方で規定をいたした次第でございます。

○笠原委員 ちよつとわかりにくかつたのですが、私が質問申し上げましたのは、今公共團體が、電氣事業とか、ガス事業とか、電車とかいふやうなもの、他の法令に基かなければできない、制限を受けるということは當然のこ

には譲らねばならぬということになるわけでしょうか。たとえば、既存の法令に對しましては、もちろんこれは抵触できないことはわかるが、今後におきまして政令をもちましてどん／＼この内容をかえていくやうな政令が出せるわけですが、そうした場合において、自治法がせつかく法律できまつておつても、なお解釈上他の法令に譲らねばならぬという結果になるものか。その点お尋ねいたします。

とですが、そうしたものを今後何か政令をもちましてやつたような場合にどうなるか。たとえば自動車の事業をやつておつたのに対して、せつかくこの自治法によりまして自動車事業ができる、しかも今の自動車法の法令に従つてやつておつた。それに対して、政令をもつてそれに対して制限を加えることができるかどうかという点をお伺いしたわけでありました。

○鈴木(後)政府委員 地方団体の処理しており事務を取上げる、ことあるいは新たに地方団体に對して事務を委任すること、これはすべて法律もしくは法律に基くところの政令でなければならぬと思ふのです。今のお話しの点、自動車運送事業法等においてそういう事項が命令なりあるいは政令に委任せられておりましたならば、それはすることができるとありますが、もしそういう規定が法律にないのならば、独立の政令をもつてはこれをやることはむろんできないと思ふのであります。また命令でも同様であります。ただ地方自治法としては、法律に基く政令でなく各省大臣の命令によつて、事務の委任をしたり、その委任を取止めたりすることはこれはやはり望ましくない、やはり法律政令に止めておきたいというのが精神でありまして、むろん特別の法律で大臣の命令で地方団体に事務を委任する、あるいはその事務を取上げるということが法律の根拠がある以上は、地方自治法と同等でありますから、できないことはないのではありませんが、地方自治法としては、將來地方団体に事務を委任したり取上げたりすることは、法律または法律に基く政令というふうに限定をしたいと

いうのが地方自治法のねらいの考え方でございます。

○荻原委員 大体それはわかりました、今の「めいてい」者という問題ですが、これは今まで警察あたりが行政執行法あたりでやつておつたのですが、そういうふうな臨問者を警察なら警察に止めておくことができるというようなことまで條例で定められるかどうか。その点ひとつお伺いいたします。

○鈴木(後)政府委員 ただいまお尋ねのごさいました点は、臨問者を救助しもしくは保護するというのが、第九号の事務の内容として規定してあるわけでありまして、これはやはり法律におきまして特別にそういうことを地方団体がしてはいけないというようなことが規定してない限りにおきましては、地方団体は條例をもつてそういう臨問者を救助保護するための條例を設ける、それにまた何らか制限を設けて、違反者に対しては法律で定められた度の刑罰を規定するということが可能であると存じます。

○門司委員 二百四十三條の二に「普通地方公共団体の住民は」と書いてありますが、住民の定義について一應伺いたいと思ひます。これは何も定義がなくてただ住民ということでありまして、一切の住民を含むかどうかというのを伺ひます。

○鈴木(後)政府委員 二百四十三條の二は、御指摘のように、ただ標で住民ということになつておりますので、日本國民であるか否と、また老若男女を問はず、また選挙権の有無を問はず、および住民であるものはみな入るといふ立て方でございます。十條に住民はこの法律の定めるところにより、その負

担を分任する義務を負ふとございまして、負担はやはり外國人たるか否とを問はず、また老若男女を問はず、住民である者はこれを分任する義務があるのに、對照いたしました、自分たちが地方団体を維持するために出した税金、その他の支出によつてできた税金が違法に消費せられるということについて、非常に大きな関心をもつのは当然である。納税者としては、そういうことを考えるのが当然であるといふところから、納税者の権利としてこういうようなことを規定いたしました次第でございます。

○門司委員 さらにもう一つお聞きしたいのは、そうなつてまいりますと一般住民の規定と、同時にたとえば他の公安委員の彈劾であるとか、公務員に対する彈劾であるとかいうようなものについては、選挙人の何分の一というやうな規定が設けてあるのでございしますが、この規定によりまして、だれでもできることになつております、非常に惡意に解釈いたしますと、事務の煩雜を來すおそれがないとも限らないのであります。この辺についての御解釈をお答え願ひたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 いろいろ解職の請求でありますとか、解散の請求でありますとか、あるいは選挙というやうな自治行政にさらに突つこんで參與する権利、いわば参政權というものは選挙人に與える。しかし租税負担者として、自分の出した金の使ひ方について異存があります場合、直接的な何らかの発言をする方法をもつといふことは、むしろこれは當然の欲求ではないだらうかといふところから、こういうやうな規定を設けた次第でございます。

す。選挙権とか解職、解散の請求權といふように、団体自身の機關構成に對して發言權をもつといふのではなくて、直接に自分たちが出したその金の行方について監査の請求をするといふことでありまして、やはり納税者としては、この程度の權利をもつことは、やむを得ないと申しますか、認めることがむしろ適當なことではないかと考えた次第であります。

○荻原委員 本日はこれをもつて散会しまして、来る二十五日に開會することになります。

午後三時五十一分散會

昭和二十三年五月二十七日印刷

昭和二十三年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局